

北朝鮮による弾道ミサイル発射に強く抗議する決議

8月29日の早朝、再び北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過し、約2,700キロメートル飛行後、北海道襟裳岬の東方約1,180キロメートル付近に落下した。

幸いこの弾道ミサイルによる航空機や船舶などの被害はなかったが、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議や日朝平壤宣言に違反することは明白である。今回の行為に対しても、国連安全保障理事会は直ちに反応し、北朝鮮に弾道ミサイル発射の即時停止を求める議長声明を全会一致で採択しており、我が国のみならず北東アジア、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行為を断じて許すことはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、弾道ミサイルの発射禁止や弾道ミサイル計画に係る全ての活動の停止、北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議の遵守を、再び厳重に求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北九州市議会